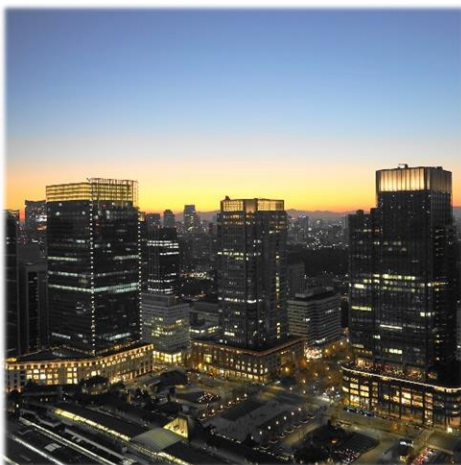




千代田区(東京駅)



中央区(勝鬃橋)



文京区(小石川後楽園)

【管内概況】 中央労働基準監督署 管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区 : 中央官庁並びに全国的に展開する企業、銀行業及び新聞社等が集中する政治経済の中心

中央区 : 証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。東京駅及び日本橋周辺の再開発並びに臨海部の開発が進行中

文京区 : 古くからの文教地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在

島嶼部 : 2町6村 観光、水産業等が主要産業

《管内の特徴》

- 管内約7万の事業場に **約200万人** の労働者が勤務
- 全国の上場企業本社のうち **約2割** が管内に立地
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工
請負金額50億円以上の大規模工事が **約80** の現場数で推移

【令和7年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「働く人と職場の未来をつなぐTOKYO2025」をスローガンに

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備等
- 2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり
 - (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (2) 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する改正労働基準法等の周知及び支援
 - (3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
 - (4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
 - (5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導
- 3 労災被災者とその家族が安心して生活するための取組



令和7年度 重点対策の具体的内容

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備等

- 賃金引上げに向けた環境整備等の取組について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。また、最低賃金の問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。
- 定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、企業から情報提供を受けることにより関係部署への連携を行います。
- 中小企業支援策として、最低賃金引上げのための業務改善助成金の周知を図ります。

※業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します。



東京都最低賃金

時間額1,226円

(令和7年10月3日から)

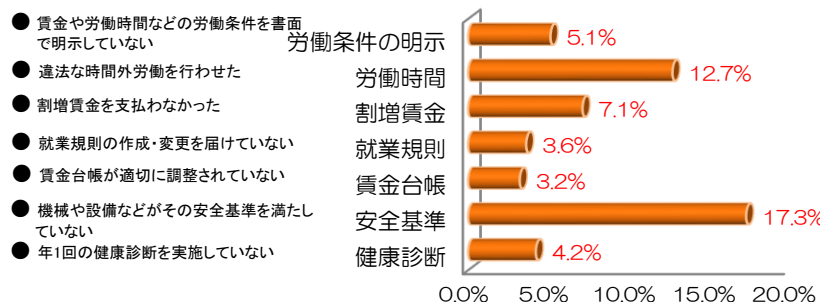
2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

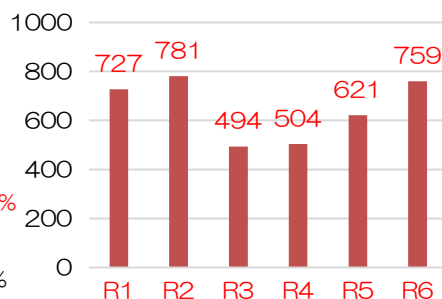
脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、過重労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

【定期監督などにおける主な労働関係法令違反の内訳(令和6年)】



【申告件数(年)】

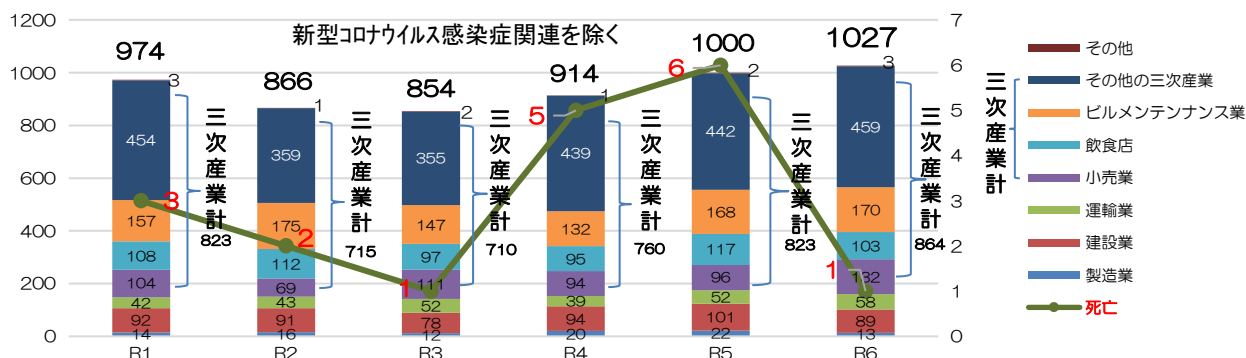


(2) 中小企業や令和6年度適用開始業務等に対する支援

署の支援班において、中小企業に対する相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問により、労働基準法等の周知、各種助成金等の紹介等を中心に支援します。事業者等に寄り添い支援します。また令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっている建設業、自動車運転者、医師について、業種ごとの取組とともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、きめ細かな支援を行います。

(3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進

令和6年の死傷災害は1,027件と前年確定値1,000件に対して2.7%の増加となっています。これは、経済活動の活性化により小売業をはじめとする第三次産業において労働災害が増加傾向したためと考えられます。死亡災害については、大規模工事現場における労働災害防止対策などにより、前年比5人減の1人となっています。第14次労働災害防止計画目標（死傷・死亡とも5%減少）達成のため、さらなる取組が必要です。

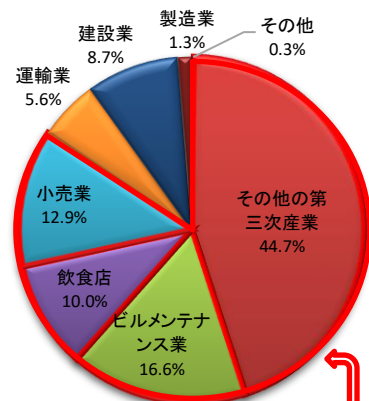


(4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策

労働災害防止のため下記の取組などを行います。

- 労働災害の8割以上を占める第三次産業に対して、本社を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。特に、災害件数の多い転倒災害・腰痛等行動災害の防止対策を推進し、対策の定着を図ります。
※「その他の第三次産業」では本社事務所等で発生した労働災害が多くみられます。
- 令和5年に3件、令和6年に1件の死亡災害を発生させるなど重大災害が多発する建設業について、定期的な指導を行い、災害防止対策の徹底を図ります。特に、墜落災害防止対策に力を入れます。

令和6年休業4日以上死傷災害（計1,027件）



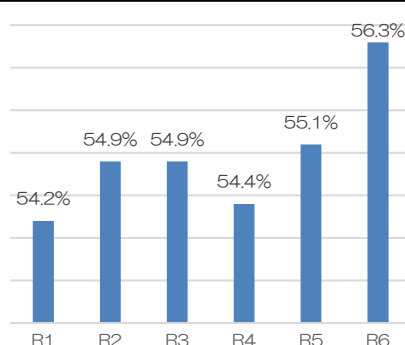
赤枠内...
三次産業計84.1%

(5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保対策推進のため下記の取組などを行います。

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、安衛法の周知を図るとともに、指導を実施します。
- 化学物質による健康障害防止対策の推進のため、令和6年4月全面施行となった「新たな化学物質規制」の内容を指導・周知し、対策の定着を図ります。
- 令和8年1月から資格が義務となる工作物にかかる事前調査にかかる法令周知や、石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し、石綿障害防止対策の徹底を図ります。

定期健康診断有所見率の推移(年)

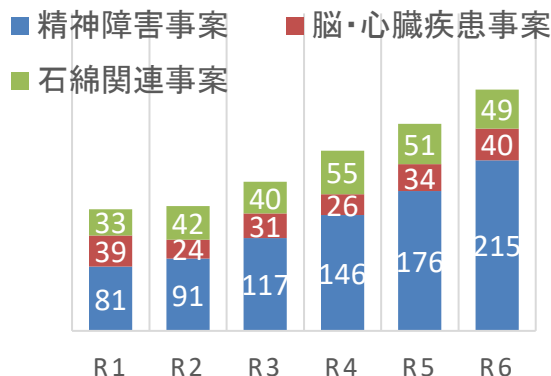


3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 長期未決事案の早期解消と発生防止
- ② 業務上疾病事案などの的確な労災認定
- ③ 労災補償業務の迅速かつ公正な事務処理の徹底
- ④ 労働保険料等の適正徴収
- ⑤ 労働保険の未手続事業の一掃対策の推進

職業性疾病に係る労災請求件数(年度)



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外・休日労働協定届等各種届出、報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・2課・3課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方 面 03(5803)7381（6階）

安全衛生課 03(5803)7382（6階）

労 災 課 03(5803)7383（7階）

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください

